

## (補償対象事由変更特約付)

## ご契約に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、お申し込みにあたって特に注意いただきたいこと（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載しています。重要な書面ですので、必ず内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

- 本書面のほか、契約内容に関する事項や保険金の支払事由およびお支払いできない場合などは、「普通保険約款」および「特約条項」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 「普通保険約款」および「特約条項」は第一スマート少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）のホームページからご覧いただけます。
- お客様に本保険契約をお申し込みいただくことで、お客様は本書面の説明を受けた上で本書面の電磁的方法による提供を受けたものとみなします。

## 契約概要

- ・保険商品の内容をご理解いただくための事項を記載しています。
- ・本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。

## ① 商品の仕組み

- この保険は、「航空券キャンセル費用保険普通保険約款」に「補償対象事由変更特約（航空券キャンセル費用保険用）」がセットされた保険です。
- ご家族やペット（犬または猫）の入院、イベントの中止などの所定の事由で航空機への搭乗を中止した場合に、払い戻しを受けられない航空券の取消手数料（以下「キャンセル費用」といいます）※を補償します。  
※払い戻手数料が発生する場合には、当該払い戻手数料を含むものとします。

## ② 保険金をお支払いする場合

## ■ 保険金をお支払いする場合

保険期間中に生じたつぎのいずれかに該当する事由により、搭乗予定者（搭乗を予定している方）が航空機に搭乗できなかった場合に、被保険者が負担する航空券にかかるキャンセル費用を保険金としてお支払いします。ただし、保険期間を通じて契約内容確認証に記載の保険金額を限度とします。

## &lt;搭乗予定者本人の事由&gt;

## ①ご親族の死亡

搭乗日から遡って7日以内（搭乗日を含みます）に搭乗予定者の配偶者または3親等以内の親族が死亡したとき

## ②ご親族の入院・通院

### ■ 入院

搭乗予定者の配偶者または2親等以内の親族が、つぎのいずれかに該当した場合

(ア) 入院することが決まり、かつ、搭乗日から遡って7日以内（搭乗日を含みます）に入院を開始したことにより、搭乗予定者による看護・介護が必要となったとき

(イ) 搭乗日の前日までに、入院することが決まり、搭乗予定者が看護・介護を行わざるを得なくなつたとき。ただし、その入院期間に搭乗日が含まれる場合に限ります。

### ■ 通院

搭乗予定者の配偶者または同居の2親等以内の親族が、搭乗日に発病していた疾病または搭乗日に被っていた傷害により、搭乗日の前3日、後1日以内に通院した場合において、搭乗予定者による看護・介護が必要となったとき

## ③火災・災害による住居の損害

搭乗日から遡って30日以内（搭乗日を含みます）に搭乗予定者の居住する建物またはこれに収容される家財が火災・水災・風災等により滅失、汚損、破損等の損害を受けた場合

## ④急な業務出張

搭乗予定者が、勤務先の業務命令にしたがつて日本国外への出張<sup>(注1)</sup> または国内の宿泊を伴う出張をする場合で、旅行行程<sup>(注2)</sup> の期間が出張の開始日から出張の終了日までの間に含まれるとき

※使用者（上司・経営者など）からの業務命令による出張に限るものとし、個人事業主の出張などは対象となりません。

（注1）日本国外への出張

日本を出国してから帰国するまでの期間が3か月以下のものをいいます。

（注2）旅行行程

契約内容確認証に記載の搭乗日の午前0時から目的地に到着するまでの行程をいい、搭乗日が複数ある場合<sup>(注3)</sup> には最初の搭乗日の午前0時から最後の目的地に到着した時までをいいます。

（注3）搭乗日が複数ある場合

本事由中の「旅行行程」においては、当社の他の保険契約（主契約が航空券キャンセル費用保険普通保険約款である保険契約に限ります。）を含むものとして取り扱います。

## ⑤災害対策基本法に基づく避難指示等

搭乗予定者に対して、搭乗日から遡って30日以内（搭乗日を含みます）に災害対策基本法に基づく避難指示等<sup>(注)</sup> が発令された場合。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に伴う指示等を除きます。

（注）搭乗予定者の現住所に対して出された指示等に限ります。

## ⑥ペットの死亡・手術・入院

搭乗予定者が個人の家庭で飼育しているペット（**犬または猫に限ります**）がつぎのいずれかに該当した場合

(ア) 搭乗日から遡って7日以内（搭乗日を含みます）に死亡したとき

(イ) 獣医師の診療を受け、かつ、搭乗日またはその前日に動物病院で手術<sup>(注1)</sup> を受けすることが決まったとき

(ウ) 獣医師の診療を受け、かつ、搭乗日またはその前日に動物病院で手術<sup>(注1)</sup> を受けたとき。ただし、保険契約の申込時点において、手術<sup>(注1)</sup> を受けることが決まっており、搭乗予定者がそのことを知っていた場合を除きます。

(I) 動物病院に入院することが決まり、かつ、搭乗日から遡って7日以内（搭乗日を含みます）に動物病院での入院<sup>(注2)</sup>を開始したとき

(オ) 搭乗日の前日までに、動物病院に入院<sup>(注2)</sup>することが決まったとき。ただし、その入院期間に搭乗日が含まれる場合に限ります。

(注1) 手術

診療を目的とし、獣医師がペットに対して麻酔を用いて行う切開・切除等の行為をいいます。ただし、病気予防等のための避妊・去勢手術は除きます。

(注2) 入院

獣医師による診療が必要な場合において、自宅等での診療が困難なため、獣医師の指示によりペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において診療に専念させることをいいます。

## ⑦裁判員または補充裁判員選任手続に関する書類を受領

搭乗予定者が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に定める裁判員または補充裁判員を選任する手続を行うための「裁判員等選任手続期日のお知らせ」<sup>(注)</sup>を受領した場合

(注) 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」

特定の事件について、裁判員候補者の一人に選ばれたことを知らせる裁判所からの通知をいいます。

## ⑧交通事故

搭乗予定者が、搭乗日またはその前日に交通事故<sup>(注)</sup>を起こした場合

(注) 交通事故

車両の交通によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいい、警察へ届け出た事故に限ります。

## ⑨第三者の葬儀等への参列

搭乗予定者が、搭乗日またはその前日に行われる第三者の葬儀等<sup>(注)</sup>に参列せざるを得なくなった場合。ただし、搭乗予定者が、保険契約の申込時点において、搭乗日またはその前日に葬儀等が行われることを知っていた場合を除きます。

(注) 葬儀等

通夜、葬儀または告別式をいいます。

## ⑩イベントの中止または延期

搭乗予定者が、搭乗先の目的地<sup>(注1)</sup>において参加することを予定していたイベント<sup>(注2)</sup>が中止または延期となった場合

(注1) 搭乗先の目的地

搭乗予定者が、契約内容確認証記載の搭乗便を利用した旅行において訪問を予定している場所をいいます。

(注2) イベント

演劇、コンサート、スポーツ・競技会その他これらに類似の興行をいい、予めチケットを購入しているものに限ります。

## 【同じ保険契約で他の搭乗がある場合】

❶から❽のいずれかの事由により他の搭乗<sup>(注)</sup>もあわせて中止する場合はその搭乗も補償対象となります。

(注) 搭乗が複数である場合における、後の搭乗をいいます。ただし、❷(イ)、❸、❹(イ)および(オ)または❾の場合に限り、前の搭乗も含みます。

※ 搭乗予定者本人の病気による航空機への搭乗中止などキャンセル費用の負担が発生しないことがあります。

(詳細は、株式会社ソラシドエアにご確認ください。)

## ＜同じ保険契約内の同伴者の事由(同伴者事由)＞

搭乗予定者に＜搭乗予定者本人の事由＞①から⑩のいずれかの事由が発生し、保険金が支払われる場合において、その搭乗ができなくなったことを直接の原因として当該搭乗予定者と同伴を予定していた同一保険契約内の他の搭乗予定者も搭乗をしなかったとき。

ただし、**事由が発生した搭乗予定者1名につき、同伴を予定していた方1名分まで**とします。具体的な事例については、当社ホームページ上の「よくあるご質問」(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>)をご確認ください。

※ 搭乗予定者、同伴者の方が、同じ保険契約（契約内容確認証番号が同一）であることが条件です。

※ ①から⑩の事由による保険金をお支払いしない場合は、それと関連する同伴者事由も保険金をお支払いできません。

## ■保険金のお受け取り方法について

保険金のお受取方法として、金融機関口座または電子マネーでのお受け取りをご選択いただきます。

電子マネーでのお受け取りについての留意点

- ・提供事業者がサービスの提供を終了した等の場合には、当該提供事業者における電子マネーによる保険金支払の取り扱いを中止します。また、当社は、提供事業者の全部又は一部における電子マネーによる保険金支払の取り扱いを中止することができます。
- ・保険金を電子マネーで受け取る場合は、当社が保険金をお支払いする時点において保険金の受取人が各サービスのユーザーである必要があります。
- ・電子マネーを使用できる店舗等は限られており、お買い物等の際に電子マネーを使用することができない場合があることにご留意ください。また、受け取った電子マネーを現金に交換することはできません。
- ・お申し込み時点で当社において取り扱っている電子マネーは下表の通りです。お客様の保険金請求時点においても取り扱うことを保証するものではありません。

サービス	電子マネー (提供事業者)	有効期限
d 払い残高	d 払い残高 (現金バリュー) (株式会社 NTT ドコモ)	なし
au PAY プリペイドカード	au PAY 残高 (auペイメント株式会社)	なし
ソフトバンクカード	プリペイドバリュー (SBペイメントサービス株式会社)	最後の残高変動から2年間

(注1) 名称・有効期限等は2025年12月時点の内容であり、提供事業者により変更となる可能性があります。

(注2) お客様の通信契約等の種類によっては、有効期限が異なる場合があります。

- ・保険金は、金銭と電子マネーのいずれで受け取っても等価です。
- ・各電子マネーは、各電子マネーの提供事業者が発行するものであり、当社が電子マネーを発行するものではありません。

- ・電子マネーにてお受け取りいただいた保険金を当社に返還いただく事由が生じた場合、現金で返還いただく場合があります。
- ・電子マネーについての照会窓口  
当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。  
(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/articles/8625391012761>)

### ③保険金をお支払いしない主な場合

つぎのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

- (1) 保険契約者、被保険者または搭乗予定者の故意または重大な過失
  - (2) 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - (3) 保険契約締結時点において被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき支払事由に規定する事由が既に発生していることを知っていた場合
  - (4) 被保険者または搭乗予定者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - (5) 被保険者または搭乗予定者がつぎのいずれかの事由に該当する間に生じた事故
    - ・法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
    - ・酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
    - ・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
  - (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
  - (8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - (9) (6)から(8)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (10) (8)以外の放射線照射または放射能汚染
  - (11) 航空会社が予め定める搭乗基準等を満たしておらず、搭乗できなかつたとき
  - (12) 保険契約が、告知義務違反により解除された場合<sup>(注)</sup>、重大事由により解除された場合、詐欺により取り消された場合、保険金の不法取得目的により無効となつた場合等
- (注)「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

上記のほか、航空会社の破産、解散または未払債務の不能もしくは支払遅延によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

なお、機材故障や悪天候による欠航など、航空会社の事情により搭乗ができなかつた場合、保険金をお支払いしませんが、保険料を返還することができます。詳細は【注意喚起情報】「⑦保険契約の失効」をご確認ください。

### ④保険期間

保険期間は、保険契約の申込を承諾した場合に下表の「始期」に始まり、「終期」に终わります。

始期	当社が保険料を領収した日または保険契約の申込日のいずれか遅い日の翌日午前 0 時
終期	搭乗日 <sup>(注)</sup> または保険責任の始期から 1 年を経過する日のいずれか早い日の午後 12 時 (注) 旅行行程において複数の搭乗日がある場合には最後の搭乗日

## ⑤引受条件（保険金額等）

- この保険の申込可能期間は、航空券購入日から7日以内、かつ、最初の搭乗日の7日前までとなります。
- 航空券の運賃合計（株式会社ソラシドエアから発行される領収書記載の金額）を保険金額とします。
- 保険金の支払が集積し、経営維持に重大な事由があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

保険契約の対象となる航空券は、ソラシドエア ホームページ経由で個人が購入した航空券です（法人が購入した航空券は含みません）。また、保険契約の対象となる「運賃の種類」は、当社ホームページ上の「よくあるご質問」（<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>）およびこの保険の申込画面をご確認ください。

## ⑥保険料

保険料は、航空券の運賃の種類にかかわらず、1座席<sup>(注)</sup>に対して定額とします。

1座席あたりの保険料	500円
------------	------

(注) 搭乗予定者1名が1回搭乗（1フライト）する際に使用する座席数

## ⑦保険料の払込方法、保険料払込期間

保険料のお支払いは、当社の指定するクレジットカードによる一時払いとなります。この保険契約の申込と同時に保険料をお払い込みいただきます。

## ⑧保険責任期間中の保険料の増額または保険金額の減額

- 当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険責任期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- この場合は書面（電磁的方法を含みます。以下同じ。）によりその旨を通知します。

## ⑨契約者配当金

この保険には契約者配当金はありません。

## ⑩解約と返還保険料

- この保険契約を解約される場合は、マイページ上でお手続きが必要です。なお、解約日は、当社が通知を受信した日（オンライン申請のお手続き日）とします。
- 保険契約者が保険契約を解約した場合は、下表により保険料を返還します。

搭乗日までの日数が8日以上の場合	保険料全額
搭乗日までの日数が7日以下の場合	0円

※搭乗日が往復などで複数の場合は、最初の搭乗日を基準とします。

## 注意喚起情報

- ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- ・本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。

## ①クーリング・オフについて

この保険は保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象外です。

## ②告知義務について

以下の事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

### (1) 利用予定航空券情報

- (ア) 航空券購入日
- (イ) 予約番号
- (ウ) 航空便名
- (エ) 運賃の種類
- (オ) 搭乗便数
- (カ) 搭乗日
- (キ) 搭乗予定者数
- (ク) 運賃合計

### (2) 他の保険契約の有無

## ③通知義務について

ご契約後に保険契約申込時の入力項目に変更を生じさせる事実が発生した場合には、遅滞なく当社に通知してください。ご連絡がない場合、当社はこの保険契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。

## ④責任開始期

当社が保険契約の申込を承諾した場合に、当社が保険料を領収した日または保険契約の申込日のいずれか遅い日の翌日午前0時から保険責任が開始します。

## ⑤保険金をお支払いできない主な場合

- ・【契約概要】「③保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。
- ・【契約概要】「②保険金をお支払いする場合」が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、当社の定めるところにより保険金の削減払を行うことがあります。この場合は、書面によりその旨を通知します。

## ⑥保険料の払込猶予期間

保険料の払込猶予期間はありません。

## ⑦保険契約の失効

保険契約締結後、つぎの場合に保険契約は失効となります。その場合、保険料を返還しますので速やかに当社にご連絡ください（マイページ上でお手続きが可能です）。

航空会社の事情によって搭乗が中止となり、航空会社から 1 回の予約で支払った旅行代金等の全額の払い戻しを受けた場合

## ⑧保険契約者保護機構について

当社は少額短期保険会社であるため、「保険契約者保護機構」に加入しておりません。同機構の行う資金援助などの措置の適用はなく、保険業法 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

## ⑨当社お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

第一スマート少額短期保険株式会社  
「よくあるご質問」

<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「よくあるご質問」では解決しない場合、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>) からメールにてお問い合わせください。なお、当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

## ⑩支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とする目的として、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会・共同利用しています。

※「支払時情報交換制度」の詳細および参加会社につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>

## ⑪指定紛争解決機関

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟するつぎの「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL(フリーダイヤル) : 0120-82-1144 【平日 9:00~12:00、13:00~17:00】  
(土日祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

## ⑫補償重複について

- 補償内容が同様の保険契約（当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複するこ

とがあります。

#### ＜主な補償の重複例＞

##### クレジットカード等の付帯サービスとして加入している保険契約

- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

#### ⑬保険料控除について

この保険契約の保険料は、保険料控除制度の対象ではありません。

#### ⑭その他ご契約時の注意事項

- 保険契約を申し込みいただいたのち、保険料領収証を兼ねた契約内容確認証が発行されます。発行にあたってはご契約者が登録されたメールアドレスに電子メールにてご通知しますので、必ずダウンロードの上ご確認ください。
- ソラシドエア ホームページ以外で購入した航空券はこの保険の対象外**です。また、**法人が購入した航空券もこの保険の対象外**です。
- 1回の手続きで購入された複数枚の航空券の一部のみに保険を付けることはできません。
- 保険契約の一部のみを解除することはできません。
- 当社をはじめ、少額短期保険業者は、以下の範囲で保険契約をお引受けします。
  - 保険契約が損害保険の場合、保険期間は2年以内です。
  - 保険契約が損害保険の場合、1人の被保険者についてお引受けする保険金額の上限は、1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）です。
  - 1人の被保険者についてお引受けするすべての保険の合計保険金額の上限は1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）です。
  - 1人（または一社）の保険契約者についてお引受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は、10億円です。

その他の条件は、契約概要⑤「引受条件（保険金額等）」に記載の通りとします。

#### 個人情報の取り扱い

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

#### 個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、以下の利用目的達成のために第三者に提供することがあります。

- 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 関連会社・提携会社を含む各種業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

#### (4) その他保険に関連・付随する業務

利用目的の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

### グループ間共同利用・第三者提供

当社では、取得した氏名・生年月日・住所等の個人情報をグループ会社とお客さまが登録・利用している会員サービス企業等（リンク先参照）へ提供します。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することができます。

#### 【共同利用に関する表示】

当社は、取得した個人情報を Daiichi Life グループにおいて共同で利用いたします。

詳細については、つぎのホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

#### 【第三者への提供に関する表示】

当社は、取得した個人情報を会員サービス企業等へ提供することができます。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することができます。

会員サービス企業等の詳細はつぎのホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com>

### 機微（センシティブ）情報の取扱い

被保険者の健康状態・医療に関する情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社では、同意いただいた利用目的の範囲内で取得、利用させていただくとともに、適正な保管・管理をいたします。

#### ＜当社お問い合わせ先＞

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認いただき、解決しない場合は、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」からメールにてお問い合わせください。

「よくあるご質問」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「お問い合わせフォーム」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>

※当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

※保険の解約および保険金請求のお手続きはマイページから実施頂けます。

※マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認頂けます。

2025 年 12 月

(登) DS250149(2025.11)